

修理地での業務に従事する 隊員家族のみなさまへ



艦船の修理地における感染拡大防止対策について



令和2年6月
防衛省
海上自衛隊

海上自衛隊では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、特に造船所における艦船の整備業務に際し、各種の取組を推進しています。

【隊員個人の感染予防対策】

- マスクの着用やうがい・手洗い、咳エチケット等を徹底させるとともに、時差出勤や離隔距離の確保など隊員同士の接触機会を局限しています。

【部隊での感染予防対策】

- 多数の隊員等が触れるドアノブ等をこまめに消毒するとともに、定期的に室内の換気を行っています。
- 毎日の検温を含む隊員の健康管理を徹底させています。

【民間企業の皆様との接触における留意事項】

- 接触する場合、事前に体温測定を行うとともに、マスク及び手袋の着用やうがい・手洗いを徹底させています。
- 艦内に動線を設定し、作業終了まで動線及び作業場所へ関係者以外の立ち入りを禁止しています。
- 動線上のドアノブ等、人が触れる箇所については、こまめに消毒液等で拭き取りを実施しています。
- 工程会議等の打合せに際しては、必要最小限の人数にとどめ、「3密」を避ける場所で実施するとともに、立会及び作業状況確認は、可能な限り離れて実施しています。



艦船の修理地における感染拡大防止対策について

海上自衛隊は、修理地において感染者等が発生した場合に備え、報告・通報要領、隔離場所の設定及び海上自衛隊の部隊による移送・支援要領を定めています。



連絡先

〒162-8803

東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省海上幕僚監部

装備計画部 艦船・武器課 艦船・武器班

TEL03-3268-3111 (代表)

